

## 離職者に対する公的職業教育訓練の役割と意義 －北欧の職業教育訓練との比較をとおして－ (中間報告)

高橋 保幸

### はじめに

本稿の目的は、日本の公的職業訓練が離職者にどのように対応し、再就職に結びつく役割を果たしているのか、北欧フィンランドのシステムと比較して示唆を得ることにある。

日本の公的職業訓練システムはどの程度充実しており、その成果がどのような状況にあるのか一見しては分かりにくい。本稿ではまず日本の公的職業訓練システムを整理し、北欧のシステムとどのような差異があるのか、調査部分を明確化した上で比較検討を行う。

この離職者の再就職に焦点を置いた理由としては、職業訓練システムの比較が容易に行えるという面からである。例えば若年者の職業訓練を見た場合、北欧の職業訓練は日本でいう実業高校と職業訓練施設が融合されている状況であり、日本のように学校教育と職業訓練の区別がされていないのである。この状況において比較研究は妥当とはいえず、多くの面で共通する事項と考えられる離職者の再就職に係る訓練に焦点を置いた。

さらに、フィンランドは小国であり、天然の資源も少ないことから労働力が大きな国力となっている。このような日本と通じる国であることから比較対象をフィンランドとしている。

本稿の構成としては、初めに日本の離職者に対する職業訓練制度を整理する。ここでのポイントとしては、日本の場合は雇用保険に加入して失業給付を受けている場合とそうでない場合がある。その場合の職業訓練の違いや訓練中の生活資金がどのようになっているのかにも言及していく。これは、職業訓練を受講したくとも訓練中の生活を考えると受講できないといったネガティブな要素に結び付く重要な部分となるからである。

また、調査人数が限られたものではあるが、訓練を受ける側の受講メニューに関する希望についてのアンケート調査を行い、実施側と受講側を比較できる内容も盛り込むこととする。

この後には、フィンランドの同制度を整理して、最後に両国の比較を行う。比較部分では失業給付よりさらに一步踏み込んだ福祉的な制度も視野に入れて考察を行うこととする。今回は中間報告ということなので、日本の離職者訓練の整理までとする。

## 1. 日本の職業訓練

### 1-1 職業能力開発分野の施策（厚生労働省）

厚生労働省のホームページにある職業能力開発施策を示したものが、図1になる。これは職業能力開発施策全体を示したもので、今回議論する離職者に対する職業訓練は、丸枠内の日本版デュアルシステム、公共職業訓練（離職者訓練）、求職者支援訓練と短期集中特別訓練となる。

しかし、これのみに限定されるわけではない。例えば、短期集中特別訓練の下部分にある公共職業訓練（学卒者訓練）に離職者が入ることも可能である。ただしこの訓練の場合は、多くの訓練において学科試験と面接試験が課される。そればかりでなく、若年者を対象としているため、訓練科のほとんどは高校新卒者が占めることとなりその中で受講を余儀なくされる。

ここでいう離職者対象の職業訓練は、専門学校等へ業務を委託する形で実施している「委託訓練」を指し、一般的授業形態は、普通の専門学校とほぼ同じであり、平日の毎日朝8時半位から授業が開始され、夕方4時近くまでとなる。ほとんどの訓練で離職者だけのクラスとなり、20人から40人程度のクラス編成となる。さまざまな経歴と年齢構成の中、2か月から2年の訓練が行われていくのである。

離職者に対する公的職業教育訓練の役割と意義  
 —北欧の職業教育訓練との比較をととして—  
 (中間報告)  
 高橋 保幸

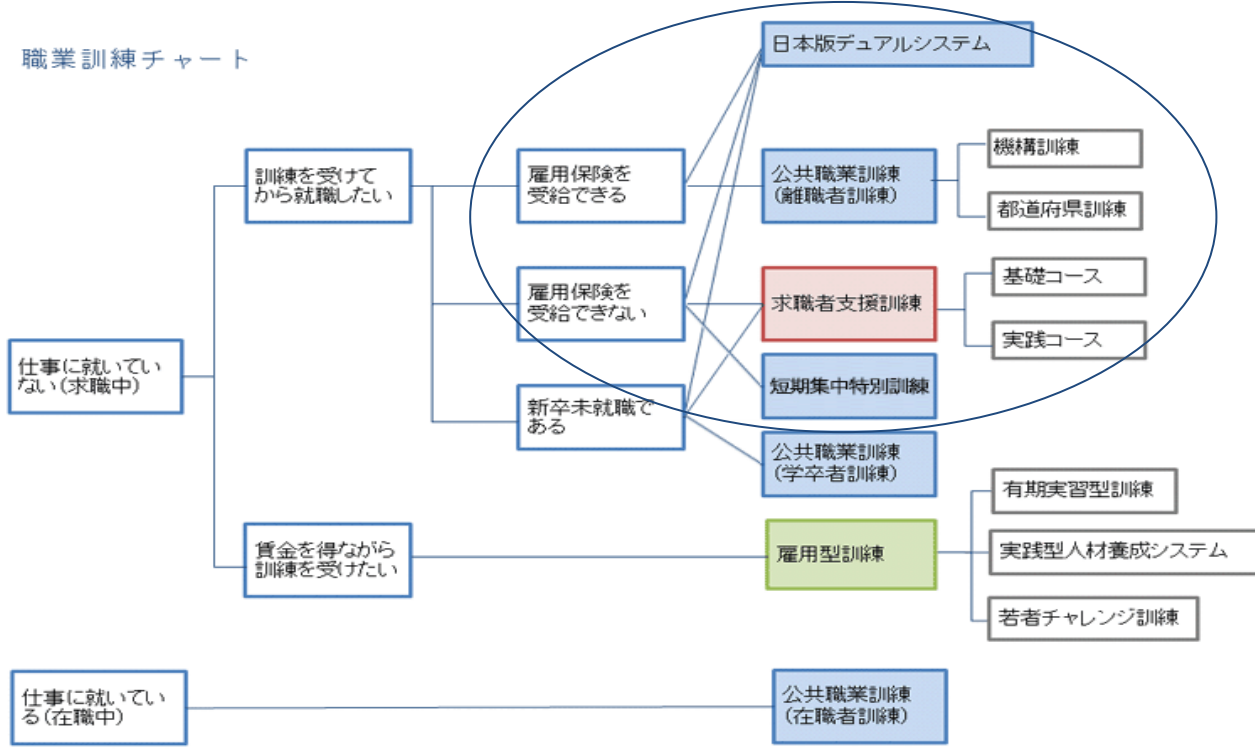


図1 職業訓練チャート

(出所) 厚生労働省職業能力開発局ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyounouryoku/training\\_worke/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/training_worke/index.html)

ここで、重要なのが訓練期間中の生活資金の問題であり、雇用保険未加入の場合は大きなハンディとなる。雇用保険加入の場合は、たとえ訓練が2年間となっても給付は延長され卒業まで失業給付を受けられるばかりではなく、訓練1日につき500円と自宅から訓練場所までの交通費が支給される。

雇用保険未加入の場合は、求職者支援制度があるが以下の①から⑦の要件をクリアする必要がある、要件に合った場合は月10万円と交通費が支給される<sup>1</sup>。

- ① 収入が8万円以下であること
  - ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
  - ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
  - ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
  - ⑤ 訓練の全ての実施日に訓練を受講していること  
 (やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
  - ⑥ 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
  - ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
- ※世帯=同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

1-2 離職者に対する公的職業訓練

日本の離職者対象の訓練を調査整理する。この公的職業訓練は、地方自治体及び(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の両者にて実施している。訓練の分担としては、地域において微妙な分担の違いはあるものの、雇用保険加入者に対する訓練を地方自治体が実施し、雇用保険未加入者対象の訓練を高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する形となっている。

### 1-2-1 雇用保険受給者対象のコース

まず、訓練コースの概要に入る前に、雇用保険制度の失業給付について説明する。失業給付としては、①基本手当（基本手当の日額×1月（土日も含む日数））、②受講手当（500円×1月の訓練日数）、③通所手当（通勤費1か月定期等）の3つの合計を毎月支給されることとなる。訓練受講中は、各訓練施設において雇用保険の手続きがなされるため通常の失業者とは異なり、職業安定所へ行く必要がなくなる。いわゆる職業訓練受講に没頭できる環境となるわけである。それでは、各訓練コースの概要に入っていこう。

#### （1）日本版デュアルシステム（委託型 座学先行）

##### ・訓練コース内容

民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と事業主等への委託による企業実習（以下、「実習型訓練」という）及び企業実習先での能力評価を行う職業訓練であって、民間教育訓練機関等における座学訓練を先行させ、座学訓練受講後に企業等における実習型訓練を実施する。

##### ・訓練期間及び訓練時間

訓練期間は6か月を上限に、4か月を標準とする。また、訓練時間は週5日、1日6時間の訓練カリキュラムを標準としている。

##### ・委託費<sup>2</sup>

受講生1人1月当たり60,000円（外税）。

訓練導入講習の費用として、受講生1人当たり8,000円（外税）。

訓練実施経費（60,000円）については、訓練導入講習が当該訓練において一体的に実施されるものであることから、訓練導入講習を当該月の座学訓練又は実習型訓練の訓練時間の合計を算出する。

ただし、受講生が中途退所した等により、訓練導入講習が行われた時間が、規定する訓練時間を下回った（24時間未満）場合には、訓練導入講習費を支払わないものとする。

また、評価手数料として、実習型訓練終了後に受講生の能力評価を行い、評価シートを交付した場合には、評価手数料として受講生1人当たり4,880円（外税）を支払う。

#### （2）日本版デュアルシステム（企業実習先行コース）

##### ・訓練コース内容

民間教育訓練機関等を活用した座学訓練と事業主等への委託による企業実習（以下、「実習型訓練」という）及び企業実習先での能力評価を行う職業訓練であって、実習型訓練を先行させ、実習を通じた受講生の評価に基づき、実習型訓練受講後に必要に応じて民間教育訓練等におけるフォローアップ訓練を実施する。

##### ・訓練時間及び訓練期間

訓練期間は、実習型訓練及びフォローアップ訓練の期間について、それぞれ3か月を上限とし、実習型訓練については2か月以上でかつ総訓練時間が150時間以上であることを原則とする。

##### ・委託費

1月当たり60,000円（外税）また、評価手数料として、フォローアップ訓練修了者を採用した実習実施事業主が、採用後1か月において当該フォローアップ訓練修了者の能力評価を行い、評価シートを交付した場合には、評価手数料として受講生1人当たり4,880円（外税）を支払う。

#### （3）知識習得型<sup>3</sup>

求職者に必要な知識・技能等の職業能力を付与するための訓練コースであり、一般的に離職者対象の職業訓練はこのコースを指すことが多い。

なお、知識等習得コースの受講生のうち、就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父、並びに福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者及び生活保護受給者については、訓練に先立ち、訓練受講及び就職への意識啓発を目的とした準備講習を実施するコースを「母子家庭の母等の職業的自立促進コース」としている。

委託費は、以下の訓練実施経費と就職支援経費の和により算出する。

##### ・訓練実施経費

## 離職者に対する公的職業教育訓練の役割と意義

### －北欧の職業教育訓練との比較をとおして－

(中間報告)

高橋 保幸

訓練実施経費の単価は、直接訓練を実施することに係る個々の経費の積み上げとし1人1月当たり50,000円(外税)を上限とすること。ただし、1月当たりの訓練時間が100時間未満のものにあつては、上記の価格を訓練時間の割合で按分する。

#### ・就職支援経費

就職支援経費の単価は、受講生全員を就職させるために必要な就職支援の実施に係る経費相当額として、下記に定める額とする。

ただし、1月当たりの訓練時間が100時間未満のものにあつては、下記の価格を訓練時間の割合で按分する。なお、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあつては、当該1単位時間を1時間とみなす。

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ① 就職支援経費就職率 80%以上      | 20,000円(外税) |
| ② 就職支援経費就職率 60%以上80%未満 | 10,000円(外税) |
| ③ 就職支援経費就職率 60%未満      | 支給なし        |

### (3) ア 求人セット型訓練について

知識等習得コースのうち、事前に把握した求人者の具体的な人材ニーズに即して設定、実施する委託訓練をいう。

#### ・目的

求人セット型訓練とは、求職者が職業訓練の受講により職業能力を習得することを条件に当該求職者の採用の意向を有する求人者の要望に応じ、当該求職者を対象として実施する職業訓練をいい、同訓練修了後に当該求人者の採用に結びつけることを目的とする。

### (3) イ 母子家庭の母等の職業的自立促進のための支援

訓練対象者は、就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母子家庭の母及び父子家庭の父並びに自立支援プログラムに基づき、福祉事務所を通じて受講を希望する児童扶養手当受給者又は生活保護受給者をいう。

#### ・準備講習委託費

委託費は1人5日間当たりの単価は10,000円(外税)を上限とする。ただし、5日間を下回る場合は、5日当たり2,000円を減じた額を上限とする。その他の委託費等は前掲に同じ。

### (4) 実践的人材育成コース

企業において中核的な役割を果たす人材等の高い仕上がり像を目指す訓練コースをいう。

これから雇用機会が見込まれる成長分野等において中核的な役割を果たしうる人材の育成や不安定な就労を繰り返す若年層に対し、実践的な職業能力を付与する。一例ではあるが、千葉県にある東洋学園大学においてこの訓練を受託しており「観光ビジネスコース」で訓練期間6か月、訓練定員20人を行っている。

### (5) 資格取得コース

介護福祉士又は保育士の資格の取得を目的とした訓練コースであり、訓練期間は2年間となっている。

#### ・委託費

1人1月当たり90,000円(外税)を上限とする。ただし、保育士については60,000円(外税)を上限とする。

なお、委託費を設定する場合にあつては、委託訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と一般の訓練コースの授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定することになっている。

### (6) 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース

配偶者等からの暴力により、精神的なダメージ等を負った母子家庭の母等に対し、訓練の実施に当たり、指導上の配慮、心理的な配慮を行うとともに、託児サービスを提供する情報通信分野の基礎力に係る訓練コースをいう。

### （7）刑務所出所者向け職業訓練コース

刑務所出所者に対する農作業等に係る訓練コースをいう。

### （8）定住外国人向け職業訓練コース

定住外国人向けに日本語能力等に配慮した訓練コースをいう。定住外国人職業訓練コーディネーターを活用し、定住外国人支援者団体・市町村担当部門等への巡回によるニーズ把握、定住外国人向け委託訓練先の開拓・調整、受講生の募集に係る安定所との連絡調整、訓練受講中の諸問題への対応を行うとともに、効果的な就職支援につなげるため委託先機関に必要な助言、指導等を行う。

## 1-2-2 雇用保険非対象者のコース

訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円＋交通費（所定の額））を支給する。

### （1）求職者支援制度にある職業訓練

求職者支援制度とは、雇用保険の適用がなかった方、加入期間が足りず雇用保険の給付を受けられなかった方、雇用保険の受給が終了した方、学卒未就職者や自営廃業者の方等に対し、(a) 無料の職業訓練（求職者支援訓練）を実施し、(b) 本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金（職業訓練受講給付金）を支給するとともに、(c) ハローワークが中心となつてきめ細やかな就職支援を実施することにより、安定した「就職」を実現するための制度である。

基礎コース（基礎的能力を習得する訓練）－職種・業種横断的な訓練。

実践コース（基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練）－介護、IT、医療事務等の分野の訓練がある。

・委託費

実践コース：就職実績に応じた支払制度、訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者が60%以上の訓練は1人1月当たり7万円、35%以上60%未満の訓練は1人1月当たり6万円、35%未満の訓練は1人1月当たり5万円になっている。

基礎コース：受講者数に応じた定額制で1人1月当たり6万円になっている。

### （2）短期集中特別訓練

短期集中特別訓練とは、雇用保険を受給できない求職者の方で、現行の求職者支援訓練や公共職業訓練の内容では受講が難しい方など支援の必要があると認められる方に対し、(a) 短期間（1～3か月未満）の実技を中心とした職業訓練を無料で実施し、(b) 本人収入、世帯収入及び資産要件等、一定の支給要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金（短期訓練・生活支援給付金）を支給するとともに、(c) ハローワークが中心となつてきめ細やかな就職支援を実施し、就職の実現（又は必要が認められる場合よりレベルの高い本格的な職業訓練による更なるスキルアップ）を目指す。

短期集中特別訓練コースは、認定基準に基づき中央職業能力開発協会が認定する。また、ビルクリーニング・設備管理、警備、介護補助、調理補助等を重点訓練分野としている。

## 1-2-3 受講者からのインタビュー結果

ではここで、実際に訓練を受ける側としてはどのような訓練を受けたいと考えているのであろうか。地域や対象者が限定してしまうが、委託訓練施設の協力を得て、アンケート調査をおこなった。アンケートは平成25年2月に職業訓練受講者75名（年齢30代の方が中心のコース）に対して、無記名で職業訓練全体の方向性や要望を問う内容で実施した。授業終了直後に実施したこともあり回収率は100%であった。

今回着目した質問項目としては「今後受講したい講座」の項目であり、訓練受講生が講座や職業訓練の内容に何を期待し、就職に何が必要と考えているかと捉えることができる。その結果を整理したものが図2である。

第1位は自己分析（38.7%）で、2位としてはコミュニケーション力（33.3%）、続いてマネー・プラン、資格・免許等取得（29.3%）が挙げられている。

離職者に対する公的職業教育訓練の役割と意義  
 - 北欧の職業教育訓練との比較をとおして -  
 (中間報告)  
 高橋 保幸

調査職業訓練コースの内訳としては、ITやOA関連の4コースに通う20歳代29%、30歳代49%、40歳代19%、50歳代3%の年齢構成で、女性が全体の85.3%を占めるものとなっている。複数回答、三つまで選択可能とした。

このアンケート対象講座は仙台地域で実施した委託訓練であり、受講希望の倍率も高く、就職に対する意識も高い方々が取組んでいる講座であるといえる。受講者の声の中には、「資格を取得しても実務経験が優遇される。試用としてでも仕事に就けないといつまでも経験を積むことが出来ない」や「自宅は田舎にあるため学習する場が無い」などの就職やそのための講座についての切実な意見が出されていた。

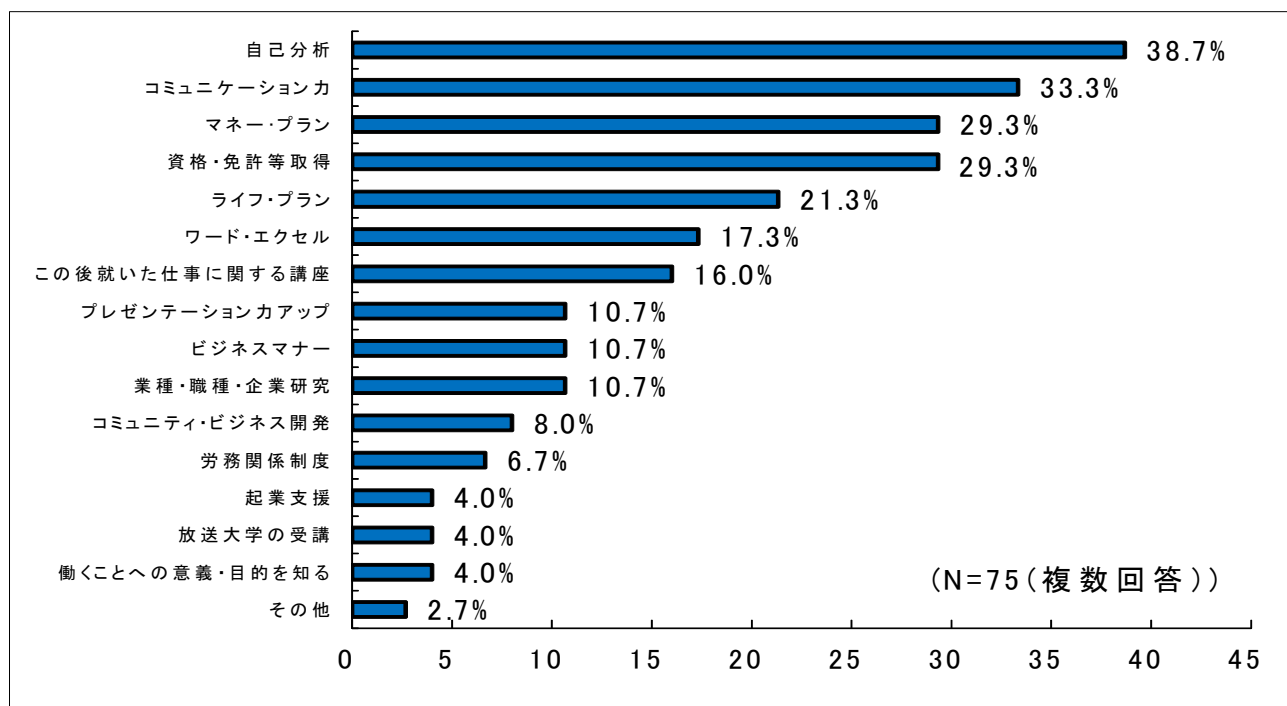


図2 今後受講したい講座

職業訓練の関係者らによると、訓練受講者のモチベーションの維持のために職業訓練期間内においては、資格取得を目標として与えている現状がある。この影響があるのか資格取得の受講希望者は多い結果となっていると考えられる。

また、この資格取得は採用側からも訓練期間中に何に対して努力したのかが分かりやすいといったメリットもあり、資格取得が高順位に入っていることはこういった背景があるのではないだろうか。

#### 1-2-4 小括

日本でも多くの離職者を対象として訓練が設定されている。決して充実していないことはないと考えられるが、課題はどのように再就職に結びついているかである。少なくとも知識習得訓練コースの「ITやOA関連科」の受講においては、その知識では就職に直結するものではない。

そして、それを受講者もわかって受講しているところがあるという一面もわかっている。訓練受講者に尋ねると、多くの求人票に応募条件として「パソコン操作」が記載されており、パソコンの基礎的なことができないと応募さえできない状況になっているとの回答が多くあった。現在はどんな職種でもパソコンはツールとして必須なのである。

そして学びたいことがあっても「時間がなくて学ぶことができない」<sup>4</sup>といった実情もある。現日本では仕事をしながら新しい知識を補うことは容易ではない。ここに生涯学習が充実しているといえる北欧などとは異なる点があり、仕事→失業→職業訓練(資格)→就職といった日本の流れができていない。これが、仕事+生涯学習(資格取得)→新たな仕事へ、となるのがベストではないか考える。

今回の報告はここまでとし、今後はこれら日本の状況を基にフィンランドの職業訓練を調査整理し、訓練内容の具体的な比較を行い、日本への示唆を得ることとしたい。

### 参考文献及び資料

- 厚生労働省職業能力開発局（2013）『平成25年度能力開発基本調査報告書』pp.20-39.
- 厚生労働省.『厚生労働省職業能力開発局ホームページ』  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/shokugyouounouryoku/training\\_work/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouounouryoku/training_work/index.html)（検索日 2015年1月30日）.
- 宮城県.『宮城県ホームページ』.仙台市青葉区本町：産業人材対策課 宮城県立仙台高等技術専門校.  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sd-kougi/>（検索日 2015年1月30日）.

### 注

- 1 厚生労働省ホームページから抜粋している。
- 2 委託費とは、職業訓練を実施する際の訓練生1人当たりの金額であり、その国の職業訓練への評価に値するともいえることから重要な意味を持つものである。本稿の訓練実施等に関する金額については、調査可能な範囲で、概ね標準的なものを挙げている。実際の実施経費は、各都道府県の裁量となっているので、全国で同じ額とはいえない。
- 3 離職者訓練の大半をしめているものが、この知識習得型訓練であり、「委託訓練」「離職者訓練」と呼ばれているものである。就職率向上をねらった委託費のインセンティブが組み込まれている。
- 4 『平成25年度（2013年度）能力開発基本調査報告書』から自己啓発の障害がどのようなものなのかを見ると、一位が「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」となっている。

（たかはし やすゆき 東北大学大学院教育学研究科博士後期課程 E-mail:ya\_takahashijp@yahoo.co.jp）